毎週

(金曜日)



平成三十年七月三十一

日

告

示

第

二 千

九

百

六 十

八

号

目

次

告

示

道路の供用開始

公 示 建築基準法に基づく数値等の変更

平成三十年度クリーニング師試験の実施 施設警備業務に係る二級検定の実施 大規模小売店舗の変更の届出に関する件

「一般国道十九号瑞浪恵那道路 環境影響評価書 平成二

十六年四月」に基づく事後調査報告書(平成二十九年度)

岐

の公告

環 境境管 理 課) 四九八

類の道

県

維 持課) 四九三

生 活 衛生課) 四九四

(生活安全総務課) 四九六 (商業・金融課) 四九五 **建** 道 路 導課)

~築 指 四九三

岐阜県告示第三百八十九号

用を開始するので告示する。 **道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定により、次の道路の供**

持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。 なお、その関係図面は、平成三十年七月三十一日から二週間岐阜県県土整備部道路維

平成三十年七月三十一日

岐阜県知事 古 田

道	種路	
美大	路	
並和	線	
線	名	
二二五番二一地先まで同い市同が町の一字夏焼平一三〇六番地先から	区間	
三五三 五	ル ₍ 延) メー ト長	
≕平 • 成 ≕	の期日	
平成 □• <u>i</u> 0 ≡:0	ほ示変決 (備 か年更定区) 月の又域 日告はの考	

岐阜県告示第三百九十号

号、第五十三条第一項第六号、第五十六条第一項第二号二並びに別表第三五の項にの欄 に規定により数値等を次のとおり変更するので告示する。 建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一号) 第五十二条第一項第七号及び第二項第三

平成三十年七月三十一日

第2968号 岐 阜 公 報 平成30年7月31日 県 (494)Ξ Ξ 三十年度クリーニング師試験を次のとおり実施します。 1 クリーニング業法 (昭和二十五年法律第二百七号) 第七条第一項の規定により、平成 岐阜・西濃建築事務所及び本巣市産業建設部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。 試験科目 (岐阜市薮田南五丁目一四番五三号) のうち岐阜県が指定する場所 試験場所 午前十時から 平成三十年十一月十一日 (日) 試験日時 平成三十年七月三十一日 平成三十年八月一日 適用年月日 区域の区分及び制限の数値 変更する区域 平成三十年七月三十一日 次のとおりとする。 本巣都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域 岐阜県クリーニング会館 (岐阜市須賀四丁目八番四号) 及びOKBふれあい会館 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県都市建築部建築指導課、 平成三十年度クリーニング師試験の実施 衛生法規に関する知識 公 示 岐阜県知事 岐阜県知事 古 古 田 田 岐阜県 四 五 3 2 2 3 2 4 提出書類 八五七 受験資格 受験手続 あると認められる者 省令第二十一号) 附則第二項で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力が 終わった者又はクリーニング業法施行規則の一部を改正する省令(昭和三十年厚生 ニング師試験願書在中」と朱書きして、岐阜県健康福祉部生活衛生課 (〒五 県健康福祉部生活衛生課 みは、平成三十年十月五日(金)までの消印のあるものに限り受け付けます。 時まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。なお、郵送による受験申込 まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。 た者、旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校の二年の課程を 受付期間 旧国民学校令(昭和十六年勅令第百四十八号)による国民学校の高等科を修了し 平成三十年九月十九日 (水) から同年十月五日 (金) までの午前九時から午後五 配布及び受付場所 学校教育法 (昭和二十二年法律第二十六号) 第五十七条に規定する者 なお、郵送により受験願書等を提出する場合は、書留又は簡易書留とし、「クリー 平成三十年九月三日 (月) から同年十月五日 (金) までの午前九時から午後五時 願書等配布期間 洗たく物の処理に関する技能 洗たく物の処理に関する知識 公衆衛生に関する知識 か月以内に正面から撮影した無帽、上半身、無背景のもの。裏面に氏名及び生年 県保健所 (保健所に置かれる事務所を含む。以下同じ。)、岐阜市保健所及び岐阜 履歴書 ワイシャツのアイロン仕上げ 受験願書 写真 (手札形 (縦一一センチメートル、横八センチメートル) とし、出願前六 繊維の鑑別 岐阜市薮田南二丁目一番一号) に提出してください。

月日を記載すること。

- は、氏名の変更の変遷が分かる出願前三か月以内に作成した本人の戸籍抄本 (必 要がある場合は、除籍抄本等)の原本を添付してください。 受験資格を証する書類 (学校の卒業証明書等。ただし、氏名に変更があった者

5

受験手数料

いこと。)。 七千円分の岐阜県収入証紙を受験願書に貼り付け、納付してください(消印しな

六 合格発表

平成三十年十一月二十七日 (火) 午前十時

合格者の受験番号は、県庁、県保健所及び岐阜市保健所の掲示板に掲示するととも 岐阜県ホームページに掲載します。また、合格者には合格通知書を送付します。

試験結果の提供 クリーニング師試験については、次のとおり試験の結果を受験者に提供します。

1 提供する試験結果 七

クリーニング師試験の総合得点及び科目別得点

2 提供期間

合格発表の日から一か月間

3 提供する場所

個人情報総合窓口 (県庁二階) 及び県保健所特別窓口

4 提供を受けるために必要な書類等

岐

試験結果の提供を受けるためには、本人確認のできる次の書類等が必要です。

- できる書類のうちいずれか一つ 運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証その他受験者本人であることを確認

八

- 受験手数料は、申込みを取り消した場合でも返還しません。
- 2 この試験について不明な点は、岐阜県健康福祉部生活衞生課(電話〇五八 二七 一一一 内線二五八七)、県保健所又は岐阜市保健所に問い合わせてくださ

ιį

(495)

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

条第三項の規定により公示する。 小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五 **大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第一項の規定により大規模**

金融課及び東濃県事務所において縦覧に供する。 なお、その変更届出書等は平成三十年七月三十一日から四月間岐阜県商工労働部商業

慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意 また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配

平成三十年七月三十一日

見書を提出することができる。

岐阜県知事 古 田

届出年月日

平成三十年七月十七日

= 届出者の氏名又は名称

ミニストップ株式会社

株式会社ユタカファーマシー

建物の名称及び所在地

Ξ

旭ヶ丘十丁目物販店舗 多治見市旭ヶ丘十丁目六 二三

四 変更した事項

ては代表者の氏名 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっ

(変更前) ミニストップ株式会社(代表取締役)

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番一号

株式会社ユタカファー マシー 代表取締役 高柳 昌幸

大垣市林町十丁目一三三九番地一

(変更後) ミニストップ株式会社 代表取締役 明裕

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番一号

株式会社ユタカファー マシー 代表取締役 (変更後) 二二台 (変更前) 二二台

荷さばき施設の位置及び面積

変更前) 九五平方メートル

岐

届出者の氏名又は名称 平成三十年七月十七日

ミニストップ株式会社

株式会社ユタカファー マシー

届出年月日

Ξ

建物の名称及び所在地

旭ヶ丘十丁目物販店舗

四

変更しようとする事項

駐輪場の位置及び収容台数

多治見市旭ヶ丘十丁目六 二三

大垣市林町十丁目一三三九番地一

株式会社リカーマウンテン 代表取締役 山根

京都府京都市下京区四条通高倉西入ル立売西町八二(京都恒和ビル四階)

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

条第三項の規定により公示する。 小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第二項の規定により大規模

なお、その変更届出書等は平成三十年七月三十一日から四月間岐阜県商工労働部商業・

金融課及び東濃県事務所において縦覧に供する。 また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配

慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意 見書を提出することができる。 平成三十年七月三十一日

岐阜県知事 古 田

(変更後) 九五平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) ーー・一九立方メートル

(変更後) 一九.五九立方メートル

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) ミニストップ株式会社 二十四時間

株式会社ユタカファーマシー 午前九時~午後十時

(変更後) ミニストップ株式会社 二十四時間

株式会社リカーマウンテン 午前十時~午後八時 株式会社ユタカファーマシー 午前九時~午後十時

施設警備業務に係る二級検定の実施

安委員会規則第二十号。以下「規則」という。) 第七条の規定により公示する。 の検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則 (平成十七年国家公 警備業法(昭和四十七年法律第百十七号)第二十三条第一項の規定に基づく警備員等

平成三十年七月三十一日

岐阜県公安委員会

委員長 古 田 伯

検定に係る警備業務の種別及び級

= 検定の実施日時及び場所 規則第一条第二号に規定する施設警備業務に係る二級検定

1 学科試験

実施日時

三十分から午前九時五十分までとする。)。 平成三十年十月三十一日 (水) 午前十時から正午まで (受付時間は、午前九時

実施場所

岐阜市薮田南二丁目一番一号 岐阜県警察本部 (二階玄関において受付を行う。)

2 実技試験

実施日時

 (\equiv)

実施場所 平成三十年十一月十五日 (木) 午前九時から午後五時まで。 なお、受験者数により日程変更を行う場合は、学科試験後に通知する。

Ξ 受検定員

岐阜県瑞穂市十九条四一三番地一

瑞穂市牛牧北部防災コミュニティセンター

二 十 人 受検資格

四

五

検定内容 岐阜県内に住所地を有する者又は岐阜県内に所在する営業所に属する警備員

になった場合には、その時点で試験を中止する。 ては、試験の途中において合格基準に達する成績を得ることができないことが明らか 合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。また、実技試験の受験者につい 学科試験及び実技試験とし、その内容は、次のとおりとする。ただし、学科試験に

- 1 学科試験
- 警備業務に関する基本的な事項
- 法令に関すること。
- 警備業務対象施設における保安に関すること。
- یے 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関する
- 2 実技試験

岐

- 警備業務対象施設における保安に関すること。
- 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関する

六 検定の申請方法

چ

1 受付期間

(金) までの午前九時から午後五時まで。ただし、受付期間中であっても、定員に 土曜日、日曜日及び祝日を除く平成三十年十月五日(金)から同年十月十九日

達したときは、受付を締め切る。

なお、代理人による申請及び郵送等による申請は、認めない。

2 申請先

次のいずれかの警察署生活安全課とする。

- 岐阜県内に住所地を有する者にあっては、当該住所地を管轄する警察署
- は、当該営業所の所在地を管轄する警察署 岐阜県外に住所地を有し、 岐阜県内に所在する営業所に属する警備員にあって
- 申請時の提出書類

3

受検手数料

4

の受検手数料については、還付しない。) 六 (岐阜県収入証紙により検定申請時に納入すること。なお、既納

受検日の服装及び持ち物

七

1 学科試験

受験票 (申請時に交付されたもの。なお、持参しない場合は、受検を認めない。)、

身分証明書 (運転免許証等の顔写真が貼付されたもの) 及び筆記用具

2 実技試験

受験票、身分証明書、筆記用具及び体育館シューズ

なお、警備員である者は、勤務時の制服、制帽等を着用すること。

八 問合せ先

岐阜県警察本部生活安全部生活安全総務課 電話 (五八)二七一二四二四 内

線三 二六

第2968号	岐 阜	県 公 幸	平成 30年7月31日	(498)
	三事後調査報告書の写しを縦覧に供する場所、期間及び時間2 種類 一般国道の改築 (環境影響評価法第一種事業)1 名称 一般国道十九号 - 文編書第744系777系数	コープ教事業の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地の愛知県名古屋市中区三の丸二丁目五番一号2の代表の名が、代表者の氏名の正文通省中部地方整備局の原名が、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	中部地方整備局長 塚 原 浩 一門事後調査報告書を作成したので、同条例第三十八条の二第一項の規定により、次のとおり公告します。 国土交通省中部地方整備局 平成三十年七月三十一日 国土交通省中部地方整備局 率成三十八条第一項の規定により、次のと 事後調査報告書(平成二十九年度)の公告	「一般国道十九号瑞浪恵那道路環境影響評価書で成二十六年四月」に基づくな。
			2 受付日時 毎日午前八時三十分から午後五時十五分まで(土曜日、日曜日及び祝2 受付日時 毎日午前八時三十分から午後五時十五分まで(土曜日、日曜日及び祝	TEL 〇五七二 二五 八〇二六多治見市小田町四丁目八番六号1 問合せ先 国土交通省中部地方整備局多治見砂防国道事務所計画課

平成三十年七月三十一日発行

発 発 行 行 所 者

岐阜市薮田南二丁目一番一号

庁 県

編

集

岐阜市三輪ぷりんとびあ十三 一

岐 阜 文 芸 社